

# 假名交り文として見たる續紀宣命（上）

藤 枝 徳 三

## 一 宣命體

散文の國語資料として最も古く型式の整つたもので尊重すべき文獻は續日本紀所載の宣命であると思ふ。宣命體と云はれる一つの書式が如何なる環境の下に初められたかと云ふ事と何時の時代に初められたかと云ふ事が明かに出來れば我國文體史の上に大きな光明が投げられるのであるが今の所適確な考證の資料がない爲筆者の力では如何ともなし難い。それで宣命の書式を通覽して後に、假名交り文としての宣命の位地をある程度まで定めてその後文獻上に現れた書式に如何なる繋りに於て伸びて行つてゐるかを調べて見ようとするをこがましい企を

假名交り文として見たる續紀宣命（上）

敢へて爲したのである。

續紀宣命は文武天皇御即位の宣命から初まつてゐる。然しその宣命から所謂宣命體なるものが創始されたとは考へられない。大字と小字とに書き分け得る識別能力は急に出來るものではないから宣命制作以前からかゝる書式の下準備は出來てゐたものであらう。大字と云ふのは主として名詞及用言の語幹であり小字は主として用言の活用語尾と助詞とである。その區別が明瞭に分れてゐるのではないがかうした分別は可成語法意識の發達を俟たなければ爲し得る事ではない。語法意識といふと不穩當の様であるが必ずしもその意識を否定出來ない事が親は

れる。吉澤博士が點本書目(岩波日本文學講座)に次の如く云つて居られる。

「霍公鳥今來喧會無菖蒲可都長久麻泥爾加流流日安良米也

波三

關辭 (萬葉集卷十九・一四五七)

我門從喧過度霍公鳥伊夜奈都可之久雖聞飽不足

毛能波互關  
六箇辭關之

(一)

四七六)

右二首共に關辭が毛能波の順序になつてゐる。

或は偶然かも知れぬが一方に助辭の識別のあつたであらうことを考へるとその助辭が或形に整理されてゐたであらうことが考へられる。」

とあるによつても既に奈良朝にかゝる意識の兆してゐることを示してゐる事になる。

宣命體是一種の假名交り文體であるからその送假名に就いて何か法則を立てゝ組立てられてゐたものであらうかと考へられぬ事もないが私が宣命の書式を調査して得た結果によるとそこまで云ふのは危険であると思ふ。然し前にも云つた通り漠然とはしてゐながらも語法意識の

存在から導かれて或る傾向といふ程度のもを生んでゐた事は結果から見て云ふ事が出来る。今この傾向を見出した方法を書くべきであるがその前に考へねばならぬ事がある。

それはかゝる假名交り文が續紀宣命に於てのみその發展を遂げて行つたのではないといふ事である。宣命は假名交り文の代表的散文にすぎない。その外この文體の脈は今日正倉院文書にも見られるのであり、延喜式に所載された奈良朝時代の作かと思はれる祝詞、壽詞、呪文にその體の脈が保たれてゐるのである。そして更に平安朝に入つて日本後紀、續日本紀、文德實錄、三代實錄に所載された宣命祝詞に文獻上不確實ながらその流れを見る事が出来る。更に假名交り文の發達史上で訓點の考察は除外出来ぬと思ふ。

## 二 宣命體と古訓點

漢籍或は經卷を訓下す際にヲコト點と假名が用ひられてゐたのであるが、そしてかゝる書を點本と云つて居つ

たのであるが、この點本が姿を消すまで送假名の「施し方」の傾向を點本が保持してゐた。そしてその保持してゐた傾向が宣命體の書式の流れに共力してゐた方であると思ふのである。今昔物語の如き宣命體が一般文學に頭を擡げかけるまでは未だ、訓點は行はれてゐたのである。例へば律を再興した西大寺の寂尊の書寫と思はれる鎌倉初期の寫しの蘇悉地羯羅經にも施點されてゐる所を見ると一部復興佛敎には用ひられてゐたと思はれる。それまでは訓點の流を辿る事が出来る、然るに新興佛敎には全く用ひられなくなつてしまつた。それに代つて片假名交りの法語、和讃、抄物にその文體の脈の悌は移つて行つたのである。兎角訓點は今日の所謂假名交り文の發生と共に漸次勢力がなくなつて行つたのであるから片假名交り文の發生までには宣命體と訓點がその書式の上で交渉を保ちつゝあつたものと云はねばならぬ。

こゝにこの宣命と訓點の兩者の間に發生上から云つて如何なる關係があるかが問題である。文獻に現れた資料

假名交り文として見たる續紀宣命(上)

から云へば宣命の方が古いと云ふ事になるのであるが、文體上の發生考察の上から見れば時代的に文獻上現はれた隔り程の相違があるかどうかといふ疑問が起る。何れ前述の如く初めは助詞の整理から初つて活用語尾の整理をも促されてこゝに一方は宣命體に發達し一方に於ては訓點の施法にもその成果を伸し應用して行つたものではないかと考へられる。訓點の最古のものは奈良朝時代に溯り得るものゝあることを春日博士は指摘せられてゐる。(國語科學講座片假名の研究)

かうした訓點は釋氏の内典にその施點の大多數を見られるのである。その訓點の施點の最初は外典か内典かに就いては今後の検討に俟たねば今急に決定する事は出来ない。我國に漢籍が入つてその講讀を如何にしたかも亦問題とならうがその際の音讀と訓點復古に云ふ如き訓讀説には確かな證據がない。然し釋氏の經典を訓下したと思はれる事はそれが前記の如く奈良朝の末に於て施點されてゐるからで同時代に訓讀は行はれてゐたものであら

う。かくすれば釋氏が經典を訓下す能力は又奈良朝に作られた宣命體を作る能力とも匹敵するとも考へられる事が重大な問題を投げかけて來るのである。そして續紀宣命を一通り見渡して見ると宣命制作と佛教關係者の間に何か繋りが見られる様である。どれ程までの交渉があるか大略述べて見よう。

### 三 宣命と佛教との關係

既に歷朝詔詞解で宣長が指摘してゐる様に奈良佛教の思想が著しく認められる宣命を見出すのである。簡略に従つて宣命を通じての佛教思想の消長を見よう。

天平勝寶八年二月、橘諸兄の致仕と共に藤原仲麿の勢力強く十五詔「八幡大神に冠位を獻り給ふ」の宣命(天平勝寶元年十二月廿七日)を最後として宣命者としての名をその後に見せず、仲麿の次に道鏡が代ると共に僧侶の政治方面への進出は一層甚しく随つて宣命詔勅制作上へも勢力が伸びて行つたのではないかとさへ疑はれる。この間の宣命の大部分は稱徳天皇の御代に制作せられその間

の僧侶の干渉は思想のみならず語彙假名遣の上にも窺はれる。僧侶が萬葉假名を自由に使驅した事は考へられる事で續日本後紀嘉祥二年三月廿六日に興福寺大法師爲奉賀天皇寶算滿千冊として宣命體の長歌を獻つた事が見え更に季世陵遲斯道已墜今至僧中頗存古語とある。古訓點に古語が多く存してゐることを思ひ合はせて興味深く思はれるのである。古語の實例は後に西大寺本金光明最勝王經の白點を紹介する際に譲らして頂く。又前述の如く宣命體を僧侶が利用した事は長歌のみならず散文にもその例が見える。後に宣命の書様との比較を試みようとする西大寺本金光明最勝王經にも白墨にて宣命體が書いてある。これは既に大矢博士の假名遣及假名字體沿革史料の同經の摘要に所載されてゐる。同經卷五の紙背に

文若<sup>シ止買ルヲ</sup> 水乃中乃月乃一行<sup>眞止ハヤ</sup> 菩提乃行<sup>ソエ</sup> 我レ亦

行シキ菩提乃行ヲ

文若<sup>シト念天</sup> 水乃中乃月乃一行<sup>セム</sup> 菩提乃行<sup>ヲ</sup> 我レ行シキ菩提乃行<sup>ヲ</sup>

とある。元興寺の僧も歌を作つてゐたらしい。それは、

東大寺要録天平勝寶四年四月十日に、東大寺大會時元興寺獻歌として歌が見えてゐる。これらの事を考へる時僧侶が多く歌を作り朝廷とも學問上に於て連絡を保つてゐたであらうと思はれるのである、その事は止支の如き假名が多く用ひられ又清濁音の假名の混用、上代特殊假名遣の崩壞より、例へば、第十詔に賜齋留と正しく用ひられてゐながら同詔に賜部留とあり、廿八詔今興利、卅二詔常興利とある如く、へ、ヨ、の混用を來し假名の簡易化傾向を辿つてゐながらもその使用範圍は尙相當多岐に互つてゐる事によつても窺はれる。今繁雜であらうが宣命に用ひられた假名を檢べて見ると左の如くなる。

假名及訓は歷朝詔詞解に據つた。假名を左右に分け左が大字右が小字である。

ウ	イ	ア	清	音	濁	音
字子有	伊伊	阿安				

假名交り文として見たる續紀宣命(上)

テ	ツ	チ	タ	ソ	セ	ス	シ	サ	コ	ケ	ク	キ	カ	オ	エ
巨天帝	都豆川	知知	多太	曾蘇	世世西	須須	之志斯自	佐左射	已許去期	氣計家那	久久	支伎枳紀岐奔 企貴	可賀加我寄	於於	衣
豆	豆豆	治	他多太	曾叙	受須	自時治 士之遲	佐射	已期	氣	岐	何賀我				

モ	メ	ム	ミ	マ	ホ	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	ネ	ヌ	ニ	ナ	ト
母毛	米賣	武牟無先	美未彌味	麻末	保富	倍幣	夫布不部	比比	波方八	乃能	禰根年	奴努	爾仁	奈那	止等登
					保	部部	夫布	備比	婆波方						止等登 杼度

ヲ	エ	キ	ワ	ロ	レ	ル	リ	ラ	ヨ	エ	ユ	ヤ
乎遠	惠	爲	和	呂魯	禮例	流留	利理里型	良羅	與用余	曳延	由由	夜耶也

これ等の假名の中「天」「仁」「方」と「豆帝」「爾」「波八婆」とは使用範圍が對立してゐるやうである。各詔により用ひられた數を示すと左表の如くである。



「豆」が用ひられてゐるのは注目すべき事と思ふ。「仁」も宣命に於ては「天」と全く同じ経過を辿つてゐる。「方」は萬葉集卷十三、三三三二番末邊方と一例あるのみで特殊の假名である。これが「天」「仁」の最も多く用ひられてゐる時期にのみ現れてゐる。即ち二十六詔「藤原仲麿に大師の位を授け給ふの宣命」より現れ稱徳天皇崩後四十七詔「白壁王を皇太子と定め給ふの宣命」で全く姿を消してゐる。この「方」が道鏡が勢力を得てゐた時代に並行して用ひられてゐる事は宣命制作上の問題に就いて何か暗示が得られさうである。

かく考へて來ると訓點の施點の能力を有する僧侶は又同時に宣命體の作者としても資格は供へてゐたと考へられる。この事は假名交り文として見れば宣命も訓點も又大體同一の文體であることを裏書してゐる事になりはしないか。訓點の確實な資料は平安朝に入つてからであるが奈良朝にも既に施點の準備時代があつたであらう。訓點を施すにはテニヲハの識別を要するのであるが同時に

宣命體の如き假名交り文を書くと同じ識別力が必要である。文獻上纏つたものとして宣命が假名交り文の發達史上最初に置かるべきものであるが、それと訓點との間に如何なる關係が見られるかを檢べる事も強ちに徒勞ではなからう。この稿では比較に最も適切と思はれる、西大寺本金光明最勝王經の白點を用ひる事とする。何故ならば同經は奈良朝に創始されたと思はれる喜多院點の古點を以て施されてゐるからである。この喜多院點に就いて卑見を述べて同經の宣命との比較に適切な所以を明らかにし度いと思ふ。

#### 四 喜多院點

今日點譜に傳へられてゐる點圖の中最も古いと思はれるものは喜多院點である。この點は南都六大宗の中の法相宗の所用點であつて法相宗の傳來を遠く下らぬ時期に創始されたのではないかと思ふ。然しこれは文獻の上では何れかと云へば反駁される可能性の多い獨斷である。

大體喜多院點の名の起りは興福寺の學僧空晴(一五三八)

が少僧都となつて興福寺北門内の喜多院に住して法相宗を中興した時より法相宗の所用點を喜多院點と呼稱したのではないかと思はれるからである。さうすればその創始は平安朝に入つてからの事になる。然し喜多院點として固定したのがその時でその點の原形は矢張りそれ以前に溯り得るのではないかと思ふ。何故かと云ふと空晴が施點したと識語のある點本は一つも現存せず、それより前の元興寺の明詮(一五二八)の點本の寫しが各所に現存してゐるからである。更に法相宗の歴史を少し播かねばならぬ。初め日本より唐への留學生が法相宗を四、五回に互つて傳へたが喜多院點原形の創始はその時期に並行するものでなからうかと思はれる事は前に述べた所である。喜多院點は法相宗の中の興福寺の側に用ひられてゐた點であることに注意しなければならぬ。元來同宗は南寺(元興寺)北寺(興福寺)の二派の傳へに別れてゐた。北寺正義と云ふ言葉があつてそれは北寺を正しいとする考へ

方である。この思想は奈良朝時代遵奉されてゐたのであるが平安朝になると北寺の學が東大寺に入り法相宗が東大寺に於て盛となつた。

その實例として有名な東大寺の圓超が諸宗章疏錄五宗錄を作り平祚が法相宗の目錄を書いた程である。これは如何に東大寺の勢力が大きかつたかを窺ふ一事實であるがこれに刺戟されて南都の諸宗互にその研鑽を競つた。その時空晴が興福寺の喜多院に住し北寺派法相宗の因明學の復興に力を注ぎ同時に喜多院點を創始したと考へられるのである。その點は更に四神足(平忍、守朝、眞喜、仲算)の一人仲算に傳へられ更に兒島の眞興に傳へられて行つたのである。この事は松室の仲算が撰した法華釋文(醍醐寺三寶院藏)に眞興が喜多院點を以て加點してゐることから推される。その他眞興の點本が各所に存在するのであつて例へば奔茶利迦素恒攬略頌(法隆寺藏)も正しく點譜所載の喜多院點が施されてゐる。がこゝに注意すべきは唯識論卷八(法隆寺藏)の奥に

本云 摸取明詮僧都之謄本 安和元年十一月五日點此卷了

興福寺沙門眞興

曾定寂以安和三年歲次庚午二月巳午晦日尋借明詮僧都點本書  
云々

とある。これも正しく點譜所載の喜多院點が施されてゐる。こゝに眞興は元興寺の明詮の謄本を摸取した事を明かにしてゐる。又高野山龍光院藏の成唯識論十卷の第一卷の奥にも

點本云 摸取明詮僧都之謄本 安和元年十月一日點此卷了

興福寺沙門眞興

とあつて法隆寺本と月日が異なるのみの奥書が見られる。

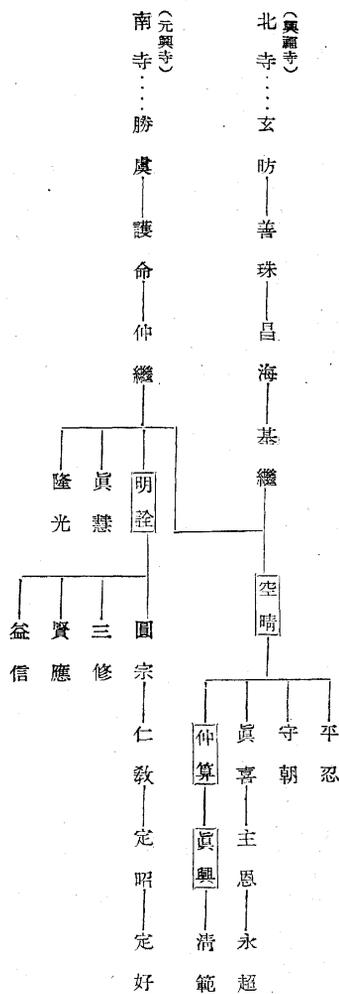
これに施された點も喜多院點である。そして北寺派の眞興は同じく北寺派の空晴よりの點を受繼いだ事を示す識語はなく南寺派元興寺の明詮の謄註を摸取した事を示してゐる。そして明詮は唯識論に就いてだけ見れば謄註を施し訓點を施した事は明かにしてゐないが明詮自身の點本はあつたのである。この事は、興福寺に秘藏されてゐる、因明入正理論義纂要の奥書に

點本奥記云元興明詮天長八年略勘了九年三月廿六日講興福寺

とあつて明詮の點本のあつた事を示してゐる。隨つて眞興は善のみならず點をも明詮より摸取したのではなからうかと思はれるがさうではない。これは甚だ疑問である。私は眞興は明詮の點そのまゝを寫したとは思はない。明詮と眞興とは同じ法相宗でも派を異にしてゐる。

然し全然その學の系統は關係のない事はない。左に南北兩派系譜を示さう。(表六五頁 表參照)

系譜の如く空晴は明詮より學を受繼ぎそして興福寺派を復興したのである。かく喜多院點の創始者と見られる空晴の師は明詮でありその明詮は喜多院點創始以前に元興寺派の點を用ひてゐたものであらう。然るにその點はそのまゝ南寺派に受け繼がれる事なくして北寺派の空晴によつて形を少し變へて傳つて行つたものではなからうか。一宗を中興する位の學僧が何の私見もなくそのまゝ他派の師の點を受繼ぐ事は考へられない事である。その



空晴の弟子真興はそのまゝ北寺の喜多院點を受繼いで行つたことは當然と云はねばならぬ。こゝで先に真興が明詮の遺註をのみ摸取して明詮の點を寫したとは書いてゐない事が明瞭となるであらう。こゝで又思ひ當る事は唯識論の遺は明詮の意見は殆ど所載されてゐず慈恩大師の述記をそのまゝ遺として明詮が入れてゐる事である。若し明詮の意見が挿入されて居れば他派の真興がそのまゝ摸取する筈はないのである。かく考へて來ると真興は明詮の遺のみを取つて點を取らなかつた理由が明かになる

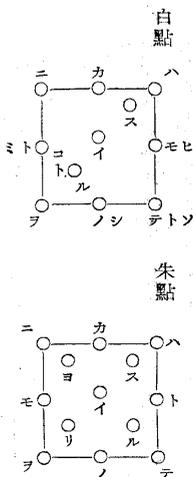
であらう。随つて今日現存の真興の喜多院點は飽くまで北寺派の空晴によつて創始されたもので明詮の點では斷じてないと考へる。そして明詮の點は喜多院點よりも古く且つ明詮以前に用ひられてゐたもので少くとも奈良朝に既に南寺派法相宗の所用點として用ひられてゐたものと推定されるのである。

その點は如何なる點であらうか、私は(西大寺本金光明最勝王經)の白點がそうではないかと考へるのである。

(この經は既に大夫博士の假名遣及假名字體沿革史料に所載され

その詳細に就いては春日博士が日本文學論纂及萬葉學論纂、文學研究第二輯の中に述べられてゐる。更に今度九州帝國大學法文學部十周年記念哲學史學文學論文集の中の西大寺本金光明最勝王經の白點に就いての玉稿を公にされた。

この白點が或は明詮の點かと思はれ、朱點がその後施されてゐて喜多院點である。左に白朱兩點の基本となるべき單星點のみを比較すると左の如くである。



而して兩點を比較して見ると朱點は白點よりも整理された跡が見られる。その他の線點に就いては白點は春日博士が調査された如くであり、朱點は前記唯識論に加へられた眞興の點と一致するのである。随つて單星點を除いては兩點は異なる様であるが點の關係は單星點の中に充分

見られるのであるから兩點には密接な繋りがあることが分るであらう。白點の識語はなく、朱點は、十卷奥に

永長二年三月六日辰時點了

とあり、眞興の生存年代より遙かに下つたものであつて到底眞興の點とは云へないが正しい喜多院點であることは確かである。

白點の識語はないがその假名の體より又アヤ行のエの區別の存する事よりして大矢博士の推定によつて天慶天曆を下る事はないであらう。而も喜多院以前のものとすれば奈良朝の末平安朝初期の點とも考へられるのである。即ち明詮の南寺派法相宗の所用點が白點にて附せられてゐたのを北寺派の喜多院の系統の或る施點者がその上に更に朱で加點したものであらう。而して奥書に署名のないのは師明詮の點を汚すことを恐れて秘したものであるかと思はれるのである。本朝高僧傳によると「明詮は嘉祥二年維摩會の講主となり元興寺に住し空宗を敷演す。三年正月大極殿の講師となり二月天皇(仁明天皇)

高座を清學殿に設け四宗の碩徳を請して金光明經を講せしめ給ふ。三論は實敏華嚴は正義天台は圓修其選に當り法相宗は師之に任す」とある。明詮が金光明經を敷演した事は窺れるがこの經に點を加へたか否かは不明である。

又朱點についてこの經が西大寺に於て點を施されたかそれ以前に施されたのかも知る由もないが奈良朝ではその寺の宗旨は居住してゐる僧の學識と宗派に支配されて孰れへとも傾いたのであるから西大寺に於て法相宗の有力な學僧が施點した事も考へられる。眞興の師仲算が西大寺の別當であつた事もあるので仲算の教を受けた僧が後にこの經に朱にて喜多院を施したことも考へられるのである。

かくしてこの經の白點が點として最も古い喜多院點の固定する以前の點である事、隨つて現存點本中成實論天長點と共に最も古い點本の一つであることは云へると思ふ。この金光明最勝王經の白點と續紀所載の宣命との書

様の比較を試むることは強ちに不適切な企とは云へないであらう。それには先づ宣命の書様をしらべて、然る後にその結果に金光明最勝王經の白點を並べ比較することにしたのである。

## 五 續紀宣命の書様態

宣命體は假名交りの文體であるが一定の法則を以て假名が送られてゐないから送假名の存否に就いては何等の法則をも立てる事が出来ない。然し傾向とも云ふべき程度ものを宣命の書様から引き出して來る事は出来る。この場合最も完全な方法を取るべきであつたがとてもそれ迄手がとゞかず先づ用言漢字とそれに連る品詞との間の書様態を取扱ふこととした。

### 書様の二大別

#### 一、不定示態

例へば賜りと書かれた場合を考へると送假名「り」は活用語尾であるか、完了の助動詞であるかは文章の前後の關係論讀者の知識を別として考へれば不明の書様である。若し「り」

が助動詞である場合はこの書様は活用語尾は送られてゐず随つて誦讀不定の態であるとしてよからう。

## 二、定示態

例へば賜へりと活用語尾が補書された場合である。これは誦讀を完全ならしめる態である。

## 品詞の詞位

前記不定示態と定示態の書様はそれが客觀的立場にある側よりの呼稱であつて何が故に活用語尾が略されたかといふ理由の考察は含まれてゐない。この理由を解く事を求められると甚だ困るのである。宣命制作者のその場合の意圖が分らなければなし得る事ではない。又その意圖が如何なる環境によつて起されたかをも明かにして行かねばならぬがその追究は全く不可能に近い。そこで制作者の意圖或は環境を同一條件の下に収めてこゝに改めて一つの性質を品詞に持たせてその責を免れる事とする。その性質を品詞の詞位と名付ける。

これは一つの假説の上に立つた名目であつてもつと適

當な分別法が考へ得られるまでの暫定的なもつとして置き度い。私が云ふ詞位とは如何なる事を規定しての名目であるかと云ふとそれは次の如く説明する。不定示態に於ては定示態の如く例へば賜へりと活用語尾を補書されなくとも「り」なる假名が助動詞と認めらるべき性質を強く意識されつゝ書かれたものと假定する。この性質を品詞の詞位と名付けるのである。それに對して定示態に於ては「り」なる助動詞に更に活用語尾を補はねばならぬだけそれだけ助動詞に對する意識は減殺されてゐたと見るべきであらう。宣命筆者の態度が書様に反映する場合逆に夫々の品詞が宣命筆者の書様式を決定せしむる原因となるべき性質を有してゐるものと考へてよからう。その性質を品詞の詞位と名付けるのである。簡単に云へば品詞そのものとして認められる性質といふ意味である。而してこの詞位には自ら階程がある。例へば、不定示態の場合の「り」なる助動詞の詞位即ちその品詞として認められるべき性質を「高」と規定し定示態の場合の「り」な

る助動詞の詞位を「低」なる用語を以て表すこととする。而して不定示態定示態の二大別の書様は宣命體に於ては夫々次の二種づゝに分つ事が出来る。

### 不定示態

一、用言漢字に連る品詞の略されぬ態

二、用言漢字の活用語尾の定示されぬ態

### 定示態

三、用言漢字の活用語尾の定示されてゐる態

四、用言漢字が假名書となつて次の品詞に連る態

以上の中(一)は訓讀にされる場合でもそれに當嵌められた漢字をそのままに書出して置く體であつて漢籍體東鑑體がこれに入るものである。二、三、四、のことは説明を要するまでもないであらう。これらは制作者の意圖の差別によつて現はれた態であるが爲に亦必然その意圖を起さしめた原因となる品詞の性質の差が制作者の意圖の差に對應されるであらう。即ち換言すれば品詞の詞位の高低は書様の態に隨つて決定されるわけである。故に詞位の高い品詞より低い品詞の順に配列すれば、

#### 一、用言漢字の次に略された品詞

假名交り文として見たる續紀宣命(上)

二、用言漢字の語尾の定示されずに連る品詞

三、用言漢字の語尾の定示されて連る品詞

四、假名書にされた用言に連る品詞

右の如くなる。

用言漢字を有する品詞と云ふのは動詞、形容詞、形容詞、助動詞であるが今はこの中の動詞とそれを承接する品詞との書様關係のみ取扱ふ事にした。即ち動詞に連る品詞の種類により書様の各態が左右せられる様を考察しその書様に對應して各品詞の詞位の高低を歸納することとした。動詞を承接する品詞は名詞、動詞、助動詞、助詞でありそれ等品詞の種類如何によつて夫々の書様を示すであらう。助動詞、助詞、は更に分類されて如何なる助動詞如何なる助詞に承接して如何なる書様を示すか又歸納されて來るであらう。尙名詞は體言として連體形の部に一括した。

動詞が動詞を承接する場合は對句、疊句、複合語、を構成する場合でその連る動詞は總て連用形であるからか

かる動詞は連用形の部に一括した。

動詞の中で、所知(シロシメス) 所念(オモホス) 所念

行 所念看 念行(オモホシメス) 開行 開召 開食 開看

所聞食 聞看行 所聞行(キヨシメス) はスを助動詞とし

て取離さず 仕奉 奉仕 侍奉 奉侍(ツカヘマツル) そ

の他一語を二字或は三字で表した漢字も一動詞の一漢字

とした。尙「侍、坐、大坐坐、給、賜、奉、申、」を動

詞として取扱つた。それは語法上不安定なものがあり又

書様の考察上から複雑を避けたい爲であつたがこの點は

後勘により慎重を期し度いと思ふ。

助動詞の漢字は未、不、所、使、令、被、欲、應、可

が倒置され、如、在、來、が正置されてゐる。こゝに問

題となるのは倒置された場合即ち漢籍體に於てその倒置

圈内の上置字となつた助動詞と下置字となつた動詞との

書様の關係である。

註(國語國文第七卷第八號、昭和十二年八月號、萬葉集に於

ける倒置的用字法、上原氏論攷参照)

例へば不堪とある場合「受」なる假名で補書された堪受

とあるよりも確實な定示態であるが完全とは云ひ得な

い。即ち不堪に於てはタヘジカタヘズか不明であつて補

書された宣命體の如き誦讀定示態には及ばない。倒置さ

れた漢籍體は不定示態と定示態との中間を彷徨するもの

であつて何れの態にも入れ難い。その間にも品詞の詞位

の程度を考察すべき機會があり勞を厭はなかつたならば

出来るのであるが餘り繁瑣に陥るので倒置圈内にある書

様の關係は統計より除外した。又宣命中の純漢文體であ

る部分即ち大赦の詔もその書様の考察に於て統計より除

くことゝした。

未然形の部

助動詞

崇敬助動詞「ス」に接續する場合「ス」の詞位 50

不定示態の數は略態一例と不定示態一例と合せて二例で

ある。定示態は用言漢字の活用語尾の定示されてゐる態

はなく用言漢字が假名書となつた態が二例ある。従つて

不定示態	略 1	書様 態の數	例
	不定 1		
定示態	略 2	種類	番號
假 2	罷止富良須 倍之止		
			詔ノ 番號

百分比によつて現はせば50%となるからそれに對する「ス」なる詞位を50とする。以下この方法に準ずる。崇敬助動詞の例は金光明最勝王經白點には見當らなかつた。

シム 使役 92

シムの例十三箇の中不定示態十二箇あり。全體の92%を占めてゐる。隨つてシムの詞位を92とする。以下同じ。

略 2	近護止之天護	近與止	四十五
不定 10	兵護之武		二十八
定 1	勤行破之		四十一

不定示態と定示態との數の百分比は夫々50%である。即ち續紀宣命に於ける不定示態の數は漢籍體 使用言

入れなかつた事は前に述べた所である。その他の漢籍體となつた漢字の助動詞も除外した。訓點(金光明最勝王經白

假名交り文として見たる續紀宣命(上)

點)に於ては次の如き書様が見られる。便宜上書下しの體に直した。

平假名はヲコト點、片假名は傍訓、括弧内の片假名は補讀した訓であることを示す。

能ク衆生を生シメ(卷三)

の如き不定示態もあるが

久く世に住スヘクアラシメ(卷三)

全體を清淨ニアラシメントニコソアレ(卷二)

の如き假名書がある。

更に漢籍體であるが

令(ヘクヤ)へ 清淨ニアラシ(卷二)

とある如きは令といふ漢字にシメの中のシを餘分に註してゐる。これは後に述べるが宣命に於て倒置された助動詞の漢字を更に假名で書加へてある書式に似通ふものがある。

ル 受身 〇

假	3	女波伊波禮奴物留阿禮夜	十三
---	---	-------------	----

受身に用ひられた訓點の例は

怖畏<sup>ラ</sup>ル、生死惡趣ノ無明 (卷三)

發起<sup>ラ</sup>ル、種種業行ノ無明 (卷三)

前に射<sup>ラ</sup>レたる如くして (卷十)

とあつて宣命と同様詞位は低い。

又これは統計外の事であるが、「所」を受身の助動詞として倒置されたものゝ中卅五詔 所率<sup>訓止</sup>とある、これは「流」の助辭が餘分である。萬葉集卷一・六六、家之所<sup>しほは</sup>所<sup>は</sup>由、とある書法と同じである。既に古義はこれに注意して

さて所偲の所ノ字はユの言にあれば下の由ノ字は徒ことなれどシヌバユともシヌハエともはたらく言なればシヌハユとさだかによませんためにかく添て書る例集中に甚だ多し

と云つてゐる如く筆者が讀者に對して慎重なる態度を取つた爲の餘分の訓と見てよいであらう。これによつて受

身の助動詞の詞位の低い事が分るであらう。

ム 未來、推量 79

假	定	不定	略
II	8	65	7
障無久奈佐 <sup>率止</sup>	授賜 <sup>方率</sup> 所	阿禮坐 <sup>率</sup> 彌繼	吾孫知 <sup>しろしめさむ</sup> 食國
十五	卅一	一	二十三

若シ有<sup>ル</sup>人<sup>ハ</sup>四天王ノ衆と天と三十三天夜摩天と都史多天と樂變化天地自在天(と)生<sup>レ</sup>む(と)欲<sup>ス</sup>レハ (卷三)

その他ヲコト點に□一とあるのはムの詞辭を表してゐる。この下底中央の横線は必ずしも未來、推量の助動詞とのみは限らぬが同經の加點は殆ど未來、推量の助動詞と見てよい。それらは殆ど總てといつてよい程補書されてゐる。□スはセム、□本はケムの詞辭をあらはす乎古止點である。

り 完了 67

不定 <sup>2</sup>	謀且爲 <sup>せ</sup> 留 <sup>留</sup> 厭魅事	四十三
定 <sup>1</sup>	三度世利	四十三

「リ」は傍訓によつて大低補書されて定示態となつてゐる詞位

は低い。四段活用に接続する場合に就いては命令形の部に於て考察する。□はセルの詞辭をあらはす乎古止點である。

ヌ 否定 0

定 <sup>2</sup>	一豆乃善有良奴行	七
假 <sup>1</sup>	阿良禰止毛	廿八

佛ヲシ識ラ未時フルとキ語ヲシ識ラ未時をフルトキ (卷三)

宣命に於けるこの助動詞の詞位は表の如く零である。

同經に於ても補書された例のみである。

定不賜奴仁已會阿禮 (三十一詔)

とあつて不に假名を餘分に付した如き書式は不の詞位引いてはヌの詞位の如何に低いかを示してゐる。即ち經卷

假名交り文として見たる續紀宣命(上)

に於て不にズのヲコト點を付した態度と一致するものである。不がヌと訓まれる場合に於ける例七例の中三例は前述の如き書様である事は注目すべき事と思ふ。天平勝寶二年三月三日治部省の牒文 (正倉院)

「奴婢者以指毛指犯<sup>佐奴毛</sup>云」 とあり補書されてゐる。訓點に於ける

不ヲカ攝メ一切の諸の功德を故(二) (卷十)

とある例との類似を見出すのである。

ジ 否定推量 0

定 <sup>1</sup>	聞 <sup>自</sup> 自	十七
----------------	------------------	----

ジの漢字不を以て倒置された漢籍體の中三例は第五詔

不堪<sup>自加</sup>止とある如き自の假名が餘分に書かれた書様でこの助動詞の詞位の低い事を示してゐる。

訓點に於ても

更<sup>アラシ</sup>に不 復起(コト) (卷三)

と不にことさらに傍訓が付せられてゐる。

假名交り文として見たる續紀宣命(上)

バ (者) 100

不定 1	被賜仕奉者	五
------	-------	---

「者」は宣命にては純然たる假名として用ひられてゐな  
 5。

從<sup>ヨリ</sup>因緣<sup>ナルトキハ</sup>生<sup>キ</sup>者 (卷五)

と補書された例しか見當らなかつた。

バ 50

不定 2	授給乎之云ガ	廿九
定 2	女止云波婆	七

無上の安樂の涅槃を得シカトイハシ (卷五)

至<sup>レ</sup>ル心<sup>ニ</sup>是<sup>ノ</sup>經<sup>ヲ</sup>を聽<sup>ク</sup>受<sup>セ</sup>也 (卷六)

宣命の場合も訓點の場合もバの詞位は低い。

ク 所謂延言 86 (クは延言としない説があるがしばらく

従前に従つておく)

七四

略 2	又宣	廿八
不定 107	天皇詔旨敷久	二
定 15	隨神所思行止	一
假 2	法乃位授	四十一

佛天帝釋に告<sup>グ</sup> (卷三) (告<sup>ク</sup>はツゲクマヘクと訓む)

發心擁護及特經の者サヘト申サ<sup>ク</sup> (卷五)

とあるが不定示態の方が多く見受けられる。

マク 100

略 30	掛 <sup>かけまく</sup> 母畏 <sup>む</sup> 支	二
不定 4	掛 <sup>未久</sup> 毛畏	廿九

隣國怨敵是の如<sup>ニ</sup>念<sup>ヲ</sup>を興<sup>マク</sup> (卷六)は不定示態である

が

一切衆生願<sup>セ</sup>マク皆獲得加意シテ (卷三)とあつて定示態  
 も見られる。

連用形の部

ツ完了!3 過去の助動詞キと結び付いた「テキ」「テシ」「テシカ」とある場合をも含む

略 3	還參來 <small>キッ</small>	六十二
不定 24	念天在 <small>翻</small>	廿八
假 2	仕奉 <small>翻</small> 麻之	五十二

妙幢菩薩淨妙室中に入レツ (巻一)

□ の詞辭はツである。これが完了の助動詞に用ひられる場合は多いが、その承接さるべき動詞の連用形が一音の場合が多く随つて活用語尾が略されてゐるか否かを決定出来ない。例へば見ッ、爲ッ の如くである。然し二音の場合は大抵補書されてゐる。

ヌ 完了 87

略 2	謀止曾先祖乃門毛滅繼毛絶 <small>たえぬる</small>	卅一
不定 24	今年爾至麻且六年爾成奴	七

假名交り文として見たる續紀宣命(上)

定 1	體方灰止并爾埋利奴禮止	四十五
假 3	離而能麻之奴禮婆	五十一

敗亡ホロヒツセナむ 亡殆ナむ (巻八)  
衆の病を救療するに堪能ヌ(シト念ヌ) (巻九)

右の如くその詞位は高い。この場合に考へねばならぬ事は用言漢字に直接ヌの假名が送られた時は否定か完了かに就いての區別は不明瞭な書態である。然るに宣命に於ては否定の場合は、不、未、の漢字で大部分が倒置されてヌの假名を送つた場合の例より遙かに多い。この事は宣命制作者の用字上の慎重な態度を反映してゐるものと思ふ。

在タリ 完了 100

不定 7	和銅出在 <small>たり止</small>	四
------	-------------------------	---

タリ 100

略 2	告 <sup>つげたり</sup> 謀 <sup>謀反</sup>	十八
不定 2	年毛 高久 成多流 朕乎	五十八

□ はタリの詞辭を表してゐる。「上スケケル願」(卷五)

と假名書の例もあるが大低宣命と同じく補書を受けてゐない。

キ 過去 92

略 14	難波大宮御 <sup>しろしめし</sup> 宇樹母畏支	二
不定 35	治賜比 諸賜 <sup>殿</sup>	三
定 3	詔賜比 留依而	五
假 1	奉侍未之 藤原大臣	四十

供養するに天の華を以てシキ (卷九)  
禮敬シキ (卷九)

の如く補書されてゐるもの

是の如く我聞たまへキ (卷一)

我亦菩提の行を行シキ (卷五)  
は定示態であり

王舍城鷲峯山頂(ヒ在)シキ (卷一)  
は不定示態の例である。

宣命に於てはこの助動詞の終止形連用形に關する限り  
一音の助動詞として他の受身ル、完了リ、ス、否定  
ス、否定推量ジ、未來推量ム、の場合の如く詞位は低い  
と考へられるのであるがさうではなく高いのは奇異に感  
じられる。

正倉院文書天平寶字四年三月廿一日、道守太理解文に

仍推問宣被命<sup>志加</sup> 頗新田買頗未漣申<sup>支</sup>

とある書態によつても窺れる。

ケリ 來 過去 82

不定 2	顧來理	五
------	-----	---

ケリ 過去 82

不定 9	掃止謀家利	廿九
------	-------	----

假	2	諸乃神 <small>多知仁伊麻之</small> 叙利	卅八
---	---	---------------------------------	----

其の上に數ケリ (卷二)

菩提の正行を行ヘクアリケリ (卷五)

怨害を懷ケリ (卷十)

右の如く不定示態か假名書態か何れかである。この點宣命の書態と相似てゐる。

ケム 推量 100

不定	I	相謀 <small>叙牟</small> 人	四十四
----	---	------------------------	-----

我何の善業の因縁を以て此の天の中に生けむト念時ニ (卷九)

右の例は推量のケムはヲコト點の詞辭として下底中央に

□本とあるものによつたのであるが必ずしも推量のみを用ひられてはゐない。このヲコト點の詞辭は所謂延言のケム例へば無けむの如き場合もある。この助動詞に承接する場合不定示態となつてゐるのが多いのは宣命の書様と似てゐる。

假名交り文として見える續紀宣命(上)

テ 95

略	9	至 <small>いたり</small> レ死 <small>し</small> 不 <small>レ</small> 顯事波	五十九
不定	333	恐坐 <small>丑</small>	一
定	16	思行之 <small>丑</small>	八
假	3	帶乎多 <small>麻波</small> 利 <small>丑</small>	四十五

福智圓滿セシメ已テ (卷二)

情ニ怖レ懼ル、ことヲ懷テ (卷十)

の如き不定示態、

正法ニ親チカツキテ (卷八)

闕ケテ乏キを無レシメむ (卷八)

日月蝕ケテ光無ケむ (卷八)

の如き定示態がある。テは單星點に無くてはならぬ重要な點でそれは接續助詞のテとして用ひられるに定つてゐたものであるらしいから、ことさらに補書する必要もなかつたのであらう。然し連用形のまゝで中止する場合は活用語尾を明示してゐる。

座從(ヨリ)起チ、(卷一)

とある。

ツ、ナガラ 80

不定 12	行賜敷 <small>たまひつ</small> 賜 <small>たまひつ</small> 乍	六
定 3	思實之座之奈我良	五十二

遍ク身職ヲノ、キ 掉ウコキツ、 安穩ニ(ア)シヌ (卷十)

我が爲ニ門(ヲ)致しつ(卷十)

定示態になつてゐる例のみで宣命の書態と異なる。

ケラク 100 ケリと承接を同じくしてゐるが所謂延言とし

て別に取扱つた。「ツラク」「シク」も書様の態を考察する上で

助動詞「ツ」「キ」と區別した。

不定 3	計家良久	十六
------	------	----

今の日に我愛子を失ケラク(卷十)

ツラク 71

不定 5	答曰豆羅久	三
定 2	仕奉利豆羅久	三

我が愛子ヲハ失ツラク(卷十)

此の妙伽陀を説ツラク(卷十)

と不定示態のみである。

シク 100

不定 10	詔志久	十七
-------	-----	----

彼の世尊我が爲に授記したまひシク 此の福寶光明女は未來の世に

當に得ん(卷三)

訓點の例が少いので詞位を推す事は出来ないがケラク

ツラク、シク、は夫々助動詞ケリ、ツ、キ、を以て承接

しこれらの助動詞は詞位が高いものであるからその延言

といはれるものも従つて詞位は高いのであらう。この訓

點の一例も假名にシクとあるのみで傍訓によつては補書

を受けてゐない。

不定 I	朕乎念天在我如久異奈念	四十五
假 I	勞久奈思麻之曾	五十八

動詞 (前記形式上動詞として取扱つた助動詞をも含める) 76

不定 792	緩 <sup>たゆみおこたる</sup> 怠 <sup>おこたる</sup> 事無久	一
定 110	天坐神之依之奉隨 天皇御子之阿禮坐牟彌繼繼爾	一
假 45		一

更も相も親<sup>ウルハシヒ</sup> 穆<sup>ムツヒ</sup> (卷三)

悉ク來シ集メ會<sup>ツトヘテ</sup> (卷一)

響<sup>ヒキフルフ</sup> 震 (卷五)

敗ホロヒ<sup>ウセナム</sup> 亡 (卷八)

右の如く動詞を受ける時は假名書となつてゐる。

討<sup>コロシクツカハトシテツツミナヘシゾカヘム又ノソカムトシテユカム時ニ</sup> 罰<sup>シ</sup> 我<sup>ナ</sup> 等<sup>ナ</sup> 余<sup>ナ</sup> 時<sup>ナ</sup> 當<sup>ナ</sup> 與<sup>ナ</sup> 卷<sup>ナ</sup> 屬<sup>ナ</sup> (卷六)

の如きはその著しい例である。

(未完)

假名交り文として見たる續紀宣命(上)

受贈交換雜誌圖書 (十二月號)

アララギ 歌と觀照 學 苑

艸くき 國語解釋十二、十二 國 漢

國語運動十一 國語教育 國語研究十二

國語と國文學十一 短歌詩人十一 帶 木

文 學 文 科 文 化十一

文藝文化 ポトナム 眞 人

歴史と國文學十一 六 甲

文學科研究年報

第一輯 四段活用動詞の構成について 安藤 正次 臺北帝國大學 文政學部

第二輯 話本小説論 原田 季清

日本文學大系 第十三

古代和歌

吉田榮三自傳 次田 潤 河出書房

能樂源流考 鴻池幸武編 相模書房

天草版金句集の研究 能勢 朝次 岩波書店

吉田 澄夫 東洋文庫

# 假名交り文として見たる續紀宣命(下)

藤 枝 徳 三

終止形の部

ベシ 推量 89

不定	25	嗣坐 <small>倍</small> 次 <small>倍</small> 止 <small>倍</small> 爲 <small>倍</small> 互 <small>倍</small>	七
定	2	惠賜 布間 <small>支</small> 物	十四
假	1	令感動 <small>未都流</small> <small>倍</small>	四十二

皆安穩を得クアリケリ (卷六)

煩惱に繫縛セラレシ (卷五)

定示態不定示態兩様が用ひられてゐる。宣命に於てはベシの詞性は他の助動詞に比して低い。

正倉院藏天平勝寶九歲三月二十五日の宣命に

天下公民等皆爾受賜貴倍物倍爾雖在  
とある。

ラシ 推量 100

不定	2	加久言 <small>良</small> 之止 <small>念</small> 召 <small>波</small>	廿七
----	---	---	----

加點に見當らず

マジ 否定推量 100

不定	1	得 <small>願</small> 之 <small>岐</small> 帝 <small>乃</small> 尊 <small>岐</small> 寶 <small>位</small>	四十五
----	---	--	-----

菩薩の力ヲ以テ便チ隨フコトシあるマジク得シ (卷四)

マジジ 否定推量 100

不定	1	忘得 <small>未</small> 之 <small>自</small> 美 <small>悲</small> 備 <small>賜</small> 比	五十八
----	---	--	-----

加點に見當らず

不定	41	詔命者受賜止 <small>白祭賀羅</small>	三
定	7	致賜 <small>比趣賜布止</small>	十
假	5	謀反乃心 <small>阿利仁見都</small>	卅四

彌寶庄嚴之具トアリト (卷四)

常ニ甘露ヘテ以テ群生ニ施シたまヒヌトシテナリ (卷五)

因縁ヨリ生ナルト者ナラハ (卷五)

水の中の月ノ若シト念テ (卷五)

用言に連る時は殆ど補書を受けてゐる。

このトも單星點に於ては重要な詞辭である。動作の標準を示し用言に連る場合に於ては宣命も訓點も補書を受けてゐる。

トモ 100

不定	4	王乎奴止成 <small>止毛</small>	廿九
----	---	-------------------------	----

加點に見當らず

假名交り文として見たる續紀宣命(下)

宣命に於けるトの假名は清濁兩様に用ひられ補書されなければ假定であるか確定であるか不明瞭である。假定トモの詞位は100であるが確定のトモは(後述の如く)定示態も交り加點に於ては補書されてゐる。

ナ 禁止 50

不定	2	忘給 <small>奈</small>	十三
----	---	---------------------	----

定	2	捨 <small>麻須奈</small>	七
---	---	----------------------	---

加點に見當らず

連體形の部

ベシ 推量 100

不定	3	必毋斯理解 <small>能政有<small>信之</small></small>	七
----	---	---	---

舍利有ヘカリケリ (卷一)

是の如キ無量無邊ヘシ勝利あるシテアリケリ (卷六)

ラ變に連る時は補書を受けてゐないのは宣命と同じであ

る。

四種ノ利益有ルベカリク (卷一)

の如き定示態は稀である。

如シ 比況 100

不定	5	常母云如久	十三
定	1	本忌之可如久か	卅八

ゴトシ 100

不定	1	在言 期等久	廿七
----	---	--------	----

光あるガゴトクアル 陀羅尼 (卷四)

右は補書を受けてゐない例である。

ラム 推量 0

假	2	阿流 具牟	四十一
---	---	-------	-----

我愛を失ツラム (卷十)

何に(か)在いま(ら)ひ (卷十)

ラムは宣命に僅か二例で莊重を必要とする宣命に於てはラムといふ軽い推量の語を挿入するよりも公文書としての威嚴を保つ必要上確かな根據の上に立つラシといふ推量助動詞の方が多く用ひられるのは注目値する。□ラの詞辭はラムであるがあまり補書されてゐない。

ラシ 推量 100

略	1	示給物 <sup>な</sup> 在 <sup>ら</sup> 自 <sup>等</sup>	十三
不定	14	顯久出多留寶 <sup>在</sup> 羅 <sup>之</sup> 止 <sup>奈母</sup>	四

顧み(て)四方を視るに猛キ火の周ク遍せるか如ク有ラシ (卷十)  
ラシの詞位は宣命訓點共に高いと云へる。

體言 79

不定	273	大命 <sup>良麻止</sup> 詔 <sup>のりたまふ</sup> 大命	一
定	52	已我夜氣授留人乎波	七
假	20	立互須麻比久流間 <sup>爾</sup>	廿七

生死涅槃（ヲ）離（ル）事（ト）（卷五）

諸の天の音楽鼓ナサ（ギ）るに自（ラ）に鳴ル（ト）（卷五）

魅厭（オ）フ物（ト） 左訓（ク）ル本（ノ）物（ト） 左訓（ク）テヤス物（ト） 禪客（ノ）人（ト）（卷七）

訓點に於て補書された例が多い。

爲ニ 故ニ 100（問投助西「カ」が挿入さ  
れた場合をも含める。）

不定 8	朕御身勞坐故 <small>（マ）</small>	三
------	---------------------------	---

諸の衆生（ヲ）度脫安樂（ナ）ラシメント欲（ル）が爲（ル）の故（ト）に（卷三）

阿耨多羅三藐三菩提を求（ム）むが爲（ル）の故（ト）に（卷三）

安樂（ニ）令（セ）ム故（ト）に（卷三）

補書を受けてゐない例が多い。

イ 助詞 100

不定 4	祖乃心成 <small>（イ）</small> 自 <small>（ラ）</small> 子 <small>（ノ）</small> 留渡可 <small>（シ）</small> 在 <small>（ル）</small>	十三
------	---	----

五蘊ヲ能ク現セル（イ）ハ法界ナリ（卷五）

六賊ノ依止セル（イ）ハ相モ知ラヤ（卷五）

圓光遍ク十方界に滿（シ）たまへる（イ）緣（ト）に隨（ヒ）て善（ク）諸（ノ）有情（ヲ）を濟（シ）たまふ。

假名交り文として見たる續紀宣命（下）

（卷十）

訓點に於ては宣命と異り多く補書を受けてゐる。

シ 50

不定 1	立變仕奉 <small>（自）</small> 理 <small>（在）</small> 止奈母	十三
定 1	天下共頂受賜利歡 <small>（自）</small> 理 <small>（在）</small> 可 <small>（シ）</small> 在 <small>（ル）</small> 等	十三

訓點の例は管見に入らなかつた。

歡（流）自（自）は宣長はヨロコバシムル（シ）と訓じてゐるがヨロコ

ブは上二段活用としてヨロコブル（シ）と訓み改めた方がよ

からう。

マデ マニ ヨリ（ニ） 100

不定 8	中今至 <small>（麻呂爾）</small>	一
------	--------------------------	---

縦賞（ホ）シキマニ（ニ）（卷十）

干膝（ニ）至（マ）まで（卷九）

未來際を盡（マ）ラ（ニ）窮盡（有）こと無（キ）（卷十）

供養（シ）たてまつらむ（三）リハ（卷三）

六九

假名交り文として見たる續紀宣命(下)

何れも詞位は高い。

モ 94

不定	16	進毛 <sup>毛</sup> 不知退毛 <sup>毛</sup> 不知	十三
定	1	人乃能 <sup>能</sup> 家武止念 <sup>念</sup> 天定 <sup>定</sup> 流毛 <sup>毛</sup>	卅一

水を覓ルニ欲(スル)も意に得ル(コト)能(ク)スなり (卷九)

ハ 75 の例あり、補書を受けてゐない。

ハ 75

不定	3	此興利 <sup>興</sup> 増 <sup>増</sup> 波 <sup>波</sup> 無	四十四
假	1	尊 <sup>尊</sup> 未都流 <sup>未都流</sup> 方	卅八

訓點に見當らず

ヲ 67

不定	4	君乃位 <sup>位</sup> 波願 <sup>波願</sup> 求 <sup>求</sup> 乎 <sup>乎</sup> 以 <sup>以</sup> 天	四十五
定	2	可久 <sup>可久</sup> 申 <sup>申</sup> 須乎 <sup>須乎</sup>	廿六

解<sup>解</sup>ヲ引<sup>引</sup>得<sup>得</sup>令<sup>令</sup>ム (卷三)

法<sup>法</sup>施<sup>施</sup>窮<sup>窮</sup>ル<sup>ル</sup>無<sup>無</sup>ク<sup>ク</sup>シ (卷三)

詞位は低いことが分る。

ニ 71

不定	34	仕奉侍 <sup>侍</sup>	三
定	11	此乎見 <sup>見</sup> 流 <sup>流</sup> 仁 <sup>仁</sup>	四十四
假	3	俱佐西 <sup>俱佐西</sup> 止 <sup>止</sup> 伊射奈 <sup>伊射奈</sup> 布仁 <sup>布仁</sup> 依而	十九

杖を以て金鼓を撃ツ (卷三)

無量の不可思議功德の聚を得るに<sup>に</sup>なりナむ (卷三)

心に希<sup>希</sup>フ所有<sup>所有</sup>ル<sup>ル</sup>ヘラ<sup>ヘラ</sup>にして (卷九)

瞻<sup>瞻</sup>り視<sup>視</sup>るに (卷九)

刀を求<sup>求</sup>ル<sup>ル</sup>意<sup>意</sup>に能<sup>能</sup>ク得<sup>得</sup>ル<sup>ル</sup>不<sup>不</sup>シクアリ (卷十)

右の如く定示態となつてゐる例が多い。

ニハ 50

不定	1	婆婆爾仕奉爾彼可在	十三
假	1	大臣乃官乎授 <small>未都流 仁方</small>	卅六

凡そ準體言を受ける助詞は詞位は低い。

次に連體形のまゝにて終止する場合即ち係結に於ける結びの書様態を考察する。(結びが現在形である場合のみでその他の場合は助動詞に接讀したものととして取扱つた)

ソの結び 不定示態 100%

不定	1	唯太子一人乃味會朕我子彼在	四十五
----	---	---------------	-----

ナモの結び 不定示態 21%

不定	12	哀賜 <small>倍伎物爾在</small> 止奈母念	卅二
定	42	與呂許保 <small>志止奈母見流</small>	四十二
假	2	不樂伊未 <small>左倍止毛奈毛</small> 猶不得止 <small>天</small> 圓興禪師 <small>爾</small> 法臣位授 <small>未都流</small>	四十一

假名交り文として見たる續紀宣命(下)

ヤの結び 不定示態 100%

不定	1	等美夜我 <small>加久云</small>	七
----	---	-------------------------	---

カ、カモの結び 不定示態 50%

不定	2	何乎以 <small>天可知</small> 止奈良方	二十三
假	2	誰任之加母龍 <small>伊麻須</small>	五十一

右の例中 ナモ、カ、カモの結びに定示態が多い事はその呼應に就いて宣命者が誤讀に處する用意の現れであると解し得られるであらう。

已然形の部

者 100

不定	9	皇朕御世 <small>爾</small> 當而坐者	四
----	---	----------------------------	---

バ 50

不定	14	此王乎令供奉賜 <sub>波</sub>	十
定	12	治賜止白賜 <sub>倍要</sub>	六
假	2	人等爾阿禮 <sub>波</sub>	十三

他化自天(ト)生レ<sub>レ</sub>ト欲(ス)レ<sub>レ</sub>ト (卷三)  
 復一邊ヲ望<sub>レ</sub>テ見<sub>レ</sub>ト大樹有<sub>リ</sub> (卷九)  
 譬(ハ)自在の牟尼尊の如クアラ<sub>シ</sub> (卷九)

訓點に於ては何れかと云へば補書された例が多い。

定	1	治賜 <sub>武等</sub> 敕 <sub>倍止</sub>	廿五
---	---	----------------------------------	----

邪見<sub>心ヲ</sub>惑<sub>マ</sub>トハサレ<sub>ト</sub> (卷三)

ドモ 85

不定	15	獻言 <sub>波</sub> 有 <sub>登</sub> 毛	十二
定	1	默在 <sub>幸止爲禱止</sub> 毛	廿五
假	2	不樂伊未左倍止 <sub>毛</sub>	四十一

諸法(ニ)して<sub>レ</sub>了知<sub>シ</sub>た<sub>レ</sub>ま<sub>レ</sub>る可<sub>キ</sub>(コト)無<sub>キ</sub>には非<sub>レ</sub>トモ (卷四)  
 法身常住<sub>シ</sub>(たまふといへ<sub>ト</sub>モ)

右の如き補書を受けた例が管見に入つた。

ヤ 反語 0

定	1	猶在 <sub>倍夜</sub> 物 <sub>爾</sub> 有 <sub>禮夜</sub>	八
---	---	---	---

次に已然形のまゝにて終止する場合の書様態の考察

コツの結び 不定示態 33 %

不定	1	人等 <sub>乎己曾</sub> 治賜 <sub>比</sub> 裏賜 <sub>倍夜</sub> 物 <sub>爾</sub> 在 <sub>止</sub> 奈 <sub>毛</sub> 念	卅二
定	1	悟給 <sub>爾己曾</sub> 在 <sub>禮</sub>	四十四
假	1	定不賜 <sub>奴仁己曾</sub> 阿禮	卅一

接續助詞<sub>ベ</sub>の略された場合の書様態の考察

不定示態 50 %

不定	8	天皇乃大命 <small>留ま</small> 坐 <small>せ</small> 詔 <small>久</small>	五
定	8	大命 <small>留</small> 坐 <small>世</small> 大坐坐而	三

接續助詞バのある場合と同じ程度の書様態を示してゐることは注目すべきである。

命令形の部

リ 完了 42

略	17	自然 <small>なれる</small> 成和銅	四
不定	18	爾持 <small>流</small> 事乏	六

定	47	行賜敷賜 <small>幣留</small> 國法	一
假	1	仕奉 <small>麻佐部流</small> 事	五十二

常に諸の悪業を造レリ (巻二)

右に旋マケル文あり (巻五)

善知と爲レリキ (巻五)

假名交り文として見たる續紀宣命(下)

我がが最小の所愛の子を失へリ (巻十)

右の如く完了助動詞リが補書なくして用ひられた例は殆ど見當らぬ。詞位は宣命に於ても非常に低い。これは一音活用の助動詞であるからと考へられるが過去の助動詞キはそれが一音の場合連體終形に於ても詞位は高いから一音の助動詞であるが爲とのみは云へない。こゝで考へられる事は長野義言以來助動詞として取離して扱はれてゐるリが古代は單獨のものとしての考へ方によらずに書かれてゐた爲に宣命にも訓點にもこの様にあらはれて來てゐるのではないが。それが四段活用動詞及びサ行變格活用動詞の連用形とアリとが結合して完全に熟し合つた一つの動詞であるとする考へ方が古代には支配してゐたのであらう。乎古止點の詞辭にも□はセルであり、高島敬の眞俗二點集によつて檢するに、例へば西墓點に□とあるのはヘリの詞辭を示してゐるらしい。隨つてリを單獨のものとして取離し難いと云ふ事は宣命の書様及訓點の施法からも窺はれる事であり隨つて元々かゝる

假名交り文として見たる續紀宣命(下)

形のものには四段活用及左行變格の連用形にアリが結合してヘリ、セリとなつたとする説を裏書するものではあるまいか。

ヨ 100

不定	8	承用興	廿八
----	---	-----	----

大法輪を轉セヨ (卷三)

能ク諸の功德を長セヨ (卷十)

訓點に於ては宣命と趣を異にして補書されてゐる。

ト 74

略	1	仕奉 <small>つかまつれ</small> 詔天皇大命	十四
不定	33	受賜且仕奉 <small>うけたまひ仕奉</small> 止	七

假	1	俱佐西止 <small>いざせし</small>	十九
---	---	--------------------------	----

因りて諸の群臣に命じて所愛の子を尋求セヨト (卷九)

とある。終止形に連るトの場合と殆ど同じ程度の詞位を

有してゐる。

命令形のまゝの形 不定示態 17%

不定	1	諸聞食 <small>きこしめせ</small>	四十五
定	5	行給部	廿七

諦に聽きテ (卷二)

三千大千世界七寶を置おケ (卷三)

定示態の多いことは宣命訓點共に同じである。終止形に比して特殊な句切をなす命令形に定示態の多い事に就いても宣命制作者及施點者の注意の程が窺れると思ふ。

今以上の諸統計を一括して詞位の高い品詞より順次に配列すれば別掲の如き表になる。活用形のまゝにて中止或は終止する場合の書様態をそのまゝ不定示態の百分比の多いものより配列せしめた。

訓點との關係の項に於て補訓とあるのはその品詞が用言

漢字に連る際に假名で活用語尾を補書されるか用言漢字が假名によつて傍訓を施されそれに連つて行く場合を云ふのである。補訓と書いてゐないのは前記の例が訓點に見出され得なかつたのである。

例へば 所謂延言<sup>マク</sup>補訓とあるのは

一切衆生願<sup>マク</sup> (卷三)

の如き補訓の例があつたことを示してゐる。(表参照)

別掲の表によれば次の事が云へるであらう。

一、一音節の品詞は調位が低い傾向がある。大體調位十六前後を境として高低が分かれてゐる。

二、一音節の品詞で宣命では調位は低くないものでも訓點に於て補書されて定示態となつてゐるものが多い。

三、調位の高い品詞は概ねヲト點(金光明最勝王經に於ける)の詞辭に取られてゐる。而して百以上の調位を有する品詞は訓點に於て補書されてゐない。

勿論全部といふわけではなく大きな相違と例外はあるが

假名交り文として見たる續紀宣命(下)

大體に於て右の三條項の示す所は宣命の書様と加點との一致を示してゐると云へるであらう。加點は秘密を保つてゐるが施點者には争はれぬ傾向が支配してゐた。その傾向は既に宣命に於てあらはれてゐると見てよいであらう。宣命よりも訓點施法に一日の長のあることは誦讀に際して紛らはしい「トモ」「ドモ」が又準體言に接續する

一音節の助動詞が補書を受けてゐる事である。この點宣命は未だしい憾がある。然し宣命に於ける係助詞の結びが普通の終止に比して定示態の多い事殊に係助詞ナモの結びに於て著しい事、更に前述の如く「ヌ」が否定か完了の助動詞かに就いて紛はしいが宣命に於ける否定の助動詞が大部分漢字「不」を以て倒置されてゐる事は宣命制作者の用意を知り得る。而も「不」はその送假名が餘分に書かれて慎重を期してゐるのでも分るであらう。例へば「恩<sup>平</sup>不報<sup>叙</sup>聖<sup>乃</sup>御法<sup>毛</sup>」(四一詔)の如く奴の假名を餘分に補つた場合が二例見出し得る。「荷重<sup>波</sup>不堪<sup>自</sup>加止」(五詔)の如く「自」の假名を餘分に補つた場合二例が見

出し得る。「進母不知退母不知爾」(廿四題)の如く爾の假名を餘分に補つた場合拾例が見出される。しかもこれら助動詞の詞位は前記表の如く再た低い。又訓點に於ても「不」に宣命に於ける餘分の送假名に似た施法をしてゐる事も前に述べた。かゝる書態に於ても宣命の制作と訓點施法に類似點を認める事が出来るのである。

かくして假名交り文としての觀點よりすればその型式に於ては續紀宣命に一步整つたものを見出すがその型式を持續せしめた中間媒介としての訓點をその發達史上から逸する事は出来ないと思ふ。而して文獻上平安朝初期に得られる點本に施された訓點の準備は既に奈良朝に於ける宣命の書法にその萌芽を發することを認め得られると思ふ。

以上その書様より見たる續紀宣命と西大寺本金光明最勝王經の白點との比較を試みたのである。更にこの機會に前記續日本紀嘉祥二年三月廿六日の條に、僧侶の間に古語が保たれてゐる事の記事があつたがこれを實證する事

も無駄ではないであらう。それが爲同じく金光明最勝王經の白點を借りようと思ふ。この白點に就いては既に春日博士の御發表がありこの拙稿と重複する事多く同經拜覽後にも數々の教へられる所があつた事を感謝しおことわり申上げて置く次第である。

西大寺本金光明最勝王經の白點

(卷一)

ツ  
メ

悉來集<sup>メシム</sup>會<sup>ツトヘテ</sup>

こゝに集メとあるのはアツメかツメか明でない。集はツトフ アツム アツム アツマル ウザナル と訓まられてゐる漢字である。ツトヘテは記上に神神集<sup>訓集</sup>とあるツトヒの下二段の例と思はれる。アツマルは 集<sup>御刀</sup>之手上<sup>二</sup>血 の集を アツマルと訓せし、即悉召<sup>ニ</sup>集和邇<sup>ノ</sup>魚 の召集をメシアツメテ と訓じてゐるが共に假名書の例ではない所に不安がある。萬葉集に於ける集の字を

比東之 吾慈力 記集シツシマ (卷一六・三八五八)

墨江之 小集コツツメニ 樂爾出而 (同 三八〇八)

とあり、これに就いて古義は「欽明紀に薦集部首とあり和名抄に山城國乙訓郡物集(毛豆女)駿河國駿河郡矢集(也都女)など見えてツメと訓めること多し」と云つてゐるが如く、集をツメと訓む事に異論はなからう。天智紀にも、手知波志能都梅能阿素弭爾の都梅が集の字に當る所である。これ等は名詞か連用形のみ例であつて他の活用形を缺いてゐる爲にこの詞の全活用形を見渡す事が出来ず、アツムの語の存在の積極的證據となり得ない。この集メも矢張り連用形であるからツメと訓んでさしつかへないがアツメと訓む事は連断である。アツマルの例は、願經四分律に足をアツマリテと訓じてあり、此の終の卷拾に聚をアツマリテと訓ましてある所を見ればアツマルの語は古い形であつた様に思ふ。アツムの例は更に求める事が出来るかも知れぬが今の所管見に入らぬ。

サ  
フ

假名交り文として見たる續紀宣命(下)

大雨ニ遮サフ

空蟬乃人懸禁良武ウチケサラム (卷四・六一九)

跡座浪之 立塞道麻ウチケサミチマ (卷十三・三三三五)

右の例は假名書でないが孰れもサフと訓むべきであらう。

ネヤス

銷鍊ウチケヤシ 治鍊ウチケヤシ

ネヤスといふ語は字書に見られるさして珍しいものではない。かなり古くから使はれてゐた言葉であらう。

アルトキ

是ノ如ク我聞タマヘキアルトキ 一時薄伽梵王舍城鷲峯山ノ頂ニ在シキ

このアルトキは或時と云ふ意味と共々にと云ふ意味の二様に解されてゐる。前者は「一時天皇越幸近淡海國之時」(記中)等の場合であるが、この經の場合には後者である。即ち一時の右註に聽說ヲ惣テ名シ一時とあつて聽衆と説法者とが共々に會した意味を云つてゐるのである。岩崎家本日本書紀皇極紀の朱訓にも

子弟妃妻與ウチケサミ 一時に自ラ經て俱に死ぬ

とあるのは後者の意味である。

キ、タマヘキ

是ノ如ク我聞タマヘキ

キ、タマヘキは訓點に襲用された慣用語法として東條義門も古訓點の苟もしない事に就いて注意を促してゐる例である。卑下の助動詞であるが源氏物語に見られる卑下の助動詞は動詞思ひと熟合して用ひられるのが普通の様である。それと同じ性質のものであらうか。例の天平寶字六年造石山寺所公文案の假名専用文書に

支々多末部尔多天方都利阿久

とあるキ、タマヘは連用形から名詞として用ひてゐるものでその言葉遣の慣用性を裏書してゐるものと思はれる。最近國語と國文學(昭和十三年一月號)に、有坂秀世氏がマヲシタマフに就いての論にこの語が相手方を尊敬するの必要のない場合に於ても用ひられてゐる例が上代に多い事それが四段であることによつてこの語の特殊な慣用性を有してゐた事を説明されてゐることゝ思ひ合はせて

興味がある。

(卷二)

カレ

大三昧に依リテ故レ樂ト説ク大智ニ依リテ故レ清淨ト註ク

故をカレと訓む事に就いての説に記傳の總論助字の論の中に「語の下にあるは由惠とも由惠爾とも訓むこと常の如し」とあり問題でないが「句の頭にあるをば加禮と訓めり」とあつてその假名書の例が出てゐない。上代文獻に假名書の例もない。それでこの經卷に出て來たので補つて置かうと思ふ。高野山龍光院藏天喜六年點の大毗盧遮那成佛經に、故をカレと訓じてゐる。故の字をユエと訓む以外にカレと訓んだ事が分る。その語の意味を解いたもので古いのは倭片假名反切義解に「故を反せばカレとなる也。カルガユヘの上の力を残し下のルカを反せばラにかへるなり」と云つてゐる。この解は音韻轉化の法則上異論はあるが大日經略疏(卷三) 大治二年點に

威ク勸樂ヲ得カユヘニ其恩德ヲ歎ヌ或時ハ平行ニ過テモアリ或時ハ平

行ニ及ハスナキアリ所以朔ヲ定ムル事アリ

とあるカルカユヘニは、カレとあつてよい所であるがカルカユヘニがカレと約つたとは云ひ得ないであらう。記傳は「加々禮婆の切りたる辭ならむか加々禮婆は如此有者にて上を承けて次の語を發す言なり。さて其を切めては加禮婆とこそいふへし、婆をしも省けるはいかにといふに古語に婆を略きて婆の意なる例多し」といつてゐる方が穩かである様に思ふ。故の字はスナハチ ソエニ マコトニ コトサラニ と訓點で訓まれてゐる

故其銘曰 (大唐西域記第二)

故(石山寺藏大般涅槃經第二)

故泥哩底方ニ在ニマコトニハ 故 毗盧遮那之西南方ニ作ルツ (大日經

略疏)

故ラニ來テ是金光明經ヲ聽キケリ (卷九)

境田四郎氏は國文國史(第二卷第二號)に「上代接續語の解釋について」に詳しい見解を述べられてゐる。

(卷三)

假名交り文として見たる續紀宣命(下)

ナ ス

諸ノ天音鼓ザルニ自ラ鳴シムルコト

記神代卷に「鹽許袁呂許袁呂邇此七音畫鳴訓鳴云」とある。

訓註は鳴をナスと訓んで欲しいとする撰者の意圖によるものであるが後世これを誤つてナスを畫成カキナス 採成サクリナスの如く

生成の意に取つたが原義は鳴らすの意であつて古語でナスと云つてゐた事は他の用例によつても知られる。即ち

記上 遠登賣能 那須夜伊多斗遠 游會夫良比 的那須もナラスの古語である。

(卷四)

ソ コ ヒ

古今集卷十四 そこひなきふちやはさわく山川の

とあるがソコが古くとは後の加付である。

(卷五)

イ

五纏ヲ能ク現セルイハ法界ナリ

イは主格を現はす助詞であるとされてゐたのであるが、

國語國文(昭和十二年十一月號)に石田春昭氏は「イは格助詞にあらず」と云ふ注目すべき論を出された。格助詞と異つて「悉くイに何等かの意味がある」とされてゐる。それはイを用ひた用例を見る時殆ど總て石田氏の云はれる通り「語と語との論理的關係を示す語」である格助詞とは別の物を感じられる事は確である。

六賊ノ依止セルイハ相ノミシテハ知ラス (卷五)

の場合六賊に依つてそれに止つてゐる爲に本體を擱めずニにゐると解する所である。幸にして、セルイハのイを説明したと思はれる左註があり、ノミシテハとあつて六賊に依止してゐるだけの事では、といふ意に解せよといふ註であるがこれはイに何か強い意味を付け加へるべき事を示してゐるものではあるまいか。更に(大日經略疏卷十九)に

是ノ邪見ノイ必理外之道ニ行由ルガ故ニ亦外ト名

とあつて必の字にイが付してあることに注意される。殊に格助詞ノの下に更に格助詞が連る場合は考へられぬ事

である。ノイと續いた場合にはイが主格を現はす助詞でない例がある。

一若ク 饑露ノイ若シト念テ菩提ノ行行セマシシ我モ亦モ菩提ノ行行セマシシ

若ク 谷響ノイ若シト念テ菩提ノ行行セマシシ我モ亦モ菩提ノ行行セマシシ

右のノイは饑露の如くはかないものと思つて菩提の行を行じてゐる、又自分の行は谷の響の如きはかないものであると解くべき所である、さうすればイは何か咏嘆的な辭であることが豫想される。こゝにも格助詞としての存在の意義が薄くなつてくる。

スグレタル

上願ノ

一三詔「國家護我多仁勝在止」の勝をスグレタリと訓むべきと思ふ。

ワカツリ

この語は古訓点にはよく出て來る語である。奈良朝書寫の新譯大方廣佛華嚴經音義

機關船和可川利 (第六十九)

機關木塞ス (第廿一)

とあるから可成り古くから存してゐた語であらう。この語の活用した事は春日博士池田併治氏が既に述べられてゐる。\* 國語國文(昭和十二年六月號)地蔵十輪經元慶點拾遺

シナヘル

垂下シナヘル 婆羅枝

顯宗紀 必自アシナヘ 跛也 記垂仁天皇條 跛アシフヘメシヒ 盲とあり記傳は和名抄の「説文ニ云 蹇行不正也訓阿之奈閉」とあるのを以て訓じたのであるが、

眞木葉乃 之奈布勢能山 (卷三・二九一)

に假名書の例がある。

(卷六)

トヒト

心慳ヤフサ 鄙トヒト ナルコト無クシテ常ニ惠施ヲ行セム

廿七詔 斗トヒト 卑等乃仇能 在言期等

ツイテ

寒暑調和ニシテ時序ツイテ 乖カシ

假名交り文として見たる續紀宣命(下)

廿五詔 天都 日嗣高御座乃繼天 方授天 流止命

とある。繼ツク 天の子音の脱した音韻轉訛としては可成り古い時代のものとして注目される。動詞となつて 位次定ツイテ (大日經略疏卷十五)となつてゐる。

ツミナフ

討罰ツミナフ コロシクタカムトシアツツミナヘシタカヘムヌソカムトシアニカムトキニ

廿四詔 法乃未爾未仁罪奈比給

宣命の例によれば四段の様であるがこの訓點には下二段となつてゐる。ハ行ではハラフが萬葉集の假名書が下二段であつて四段のはウチの接頭語が付いてウチハラヒとなつてゐる。宣命ではナフの造語成分によつて構成されたハ行延言は皆四段である。アマナフ アナナフ ザナフ アダナフ イゴナフ がある。

シココツ

相讒シココツ 詔

廿八詔 詐シ 天讒治奏賜流罪 新撰字鏡 讒讒志己豆

とある。



こゝでは墮を降と同じ意味に用ひてゐる。所が記上に初  
於中瀬隨迦豆伎而(古訓古事記)とある隨の訓方に就いて  
記傳は降の字の草書が誤られて墮とも墮ともなつたので  
あらうとしてゐる。眞福寺本には墮とある。

それでは墮の字はおつる以外におりると訓む字であら  
うか。龍龜手鑑に「墮墮三俗墮今徒果反落也」とあり、おつ  
るの字落と同じであるとしてゐる。又延喜式祈年祭の八  
十嶋墮の墮もおつると訓むべきと思ふから落と同じ事だ  
ある。然るに「白雲能墜がりの坐向伏限」の墜の義は 龍龜手  
鑑に、「墜墜直類反落也」とあつて落の意であるが祝詞では降  
の意に用ひてゐる。墜は墮の俗字である。それで墜の字  
は落ちるのが本來の義であるが降りる方にも用ひられて  
ゐた事が分る。眞福寺本の墮の字は降りると訓ます爲に  
當てられた漢字であることは間違ひのない所であり宣長  
の誤字説にまで至らなくとも濟むと思はれる。尙他にも  
落の意の字であるが降の意に訓んだ例がある。

墮オウカク 畫莊嚴 (大日經略疏)

假名交り文として見たる續紀宣命(下)

これも龍龜手鑑に「隨隨正徒回反」とあつて墜即ち落の  
字であるがオリルと訓じてゐる。

アキナフ

之ヲアキナヒナ取テ直ニ復供養センカ爲ニナリ

アキナフの語幹アキは 商自許里鴨(四、一二六四)の商  
にアキと訓まれてゐる。

ワサハヒ

妖星ワサハヒ

記上「狭蠅那須此三字以音皆滿萬妖悉發」の妖をワサハヒと訓  
ましてゐるが假合書の例ではこの傍訓が初めではないか  
と思ふ。

ヘツラヒイツハル

詔ヘツラヒ 偽イツハルコト

廿四詔 無詔欺之心の詔をヘツラヒと訓ましてゐる。

カタミイツハルコト

カクミツハルコト  
對詐

廿八詔 每事仁奸美諂天在象利 の奸は、新撰字鏡「佞奸也加太牟 阿佐牟久 伊豆波留」とあつて動詞の例であるが、形容詞としては 廿八詔「奸岐奴」とあり詔詞解はカタマンキ と形容詞の第二活用に活かしてゐるが前記の如く、カタマキヒト と第一活用の訓點の例があることに注意したい。

ヨロコブ

喜ロロシマン とあり 卷六に 喜ルト とあつて上二段の例である。延喜式 遣唐使時奉幣 悦備嘉志 第十二詔 驚俊悦備貴備 とありこの現存の寫本を原本に等しいものとすればそして特殊假名遣が宣命に於てへ、ヨ、以外の混亂なしとすれば上二段の例として擧げてよいであらう。

(文學第五卷第五號遠藤先生、國語と國文學昭和十二年五月號有坂秀世氏の諸説参照)

(卷九)

ス

此ノ時ニ藥ノ資無キトキニ  
記中伊麻須氣爾許乞

記傳に須氣は多須氣と常にいふは手助にて本語は須氣なりと云つてゐる。この語が活用する時は接頭語を取つてタスクとなる。上代文獻にも

皇御祖乃 御靈多須氣豆 (十八・四〇九四)

事靈之 所佐國叙 (一三・三二五四)

天地之禰毛助與 (六・九四九)

と動詞の例のみで名詞に用ひられた例を上代に見ない。矢張り名詞の場合はスケが用ひられてゐたのであらう。

カラクスカヤカ

酸カラク  
スカヤカ

スカと云ふ語を連ねる事によつてスカ〜シと第二活用形容詞が出来る。記上の御心須賀須賀斯、がその例である。スカヤカとある形は後の發生であらうか、王朝物語に出てくる。

マロブ

一身ヲ旋シテ婉々コロレ轉々ス

記には自床墮轉而をマロビテと訓じてゐる。萬葉集では展轉反則にコイマロビと訓じてゐる。

サクル

河ノ上ヲ流ノ懸ニ險ニシキ處ヨリ其ノ水ヲ決サクリ棄スア、仁徳紀に決ニ横源一と訓ましてゐる。

コ

此ヨリ没シ還リテ (卷三)

今現ニ彼ニ在テ (卷三)

久ク斯ニ住セルイ (卷十)

此、彼、斯を共にコと訓ましてゐる。上代に未だカレ、アレ、の發達の不充分であつた形の名残りを止めてゐる。

己知暮智乃枝之 (二・二一〇)

己知其智乃國之三中從 (三・三一九)

多々美許母 弊具理能夜祓能 許知暮知能 (記下)

の例すべて後世アチコチと云ふ所であるが、上代ではコチのみ發達したものであらう。この事は既に山田博士が

假名交り文として見たる續紀宣命(下)

萬葉集講義で前記二一〇番の歌に詳説されてゐる。

アルペラニシテ

心ニ希テ所有ルペラニシテ隨逐シテ瞻リ視テ目雷ヲ捨テテ此ノ心とある。古今集以後の勅撰私家集には數多く見られるが散文の中には稀である。黑板博士藏金剛槃若集驗記に

主人報言欲似尙未イマタシテアルヘラナリ

とある事を橋本博士は指摘された。語法に就いては宮田先生が豊富な用例を以て説明されてゐるのが最も詳しいものである。(國語國文昭和十年十二月號)

(卷十)

オソル

彼ニ二リノ兄イ情ニ怖テ懼ルコトヲ懷キテ

とあり。この場合は二段の例である。

獨リ歩ムニ畏リ無シ (卷四)

とあれば連用形が畏であることゝ前記の例とによりオソルは上二段の活用であつたのではなからうか。随つて

怖畏ラル・生死惡趣ノ無明 (卷四)

の畏オソシラレバ、は畏オソシラレバ と訓むべきと思ふ。畏オソシラレバ ならば四段の例となるがさうではなからう。石山寺藏大般涅槃經治安四年點に 懼オソシレ とあるによつて上二段と推定される。

サク

波驚サ水逆マニ流レ

既に春日博士が萬葉學論纂の中に指摘されてゐる動詞で古事記に阿和佐久 阿遲可麻能可多爾左久奈美の用例をあげてゐられるが

四良名美乃 五十開回イサキメクシム有住吉能濱 (卷六・九三二)

も矢張 サクに接頭語イが付せられたものとしてゐる説が従前のものであつたが

前ノ人ヲシア心淨イサキマ 悅眼セシム (大日經略疏卷二)

とあるから清淨にする意ではなからうか。イサキヨシはイサキを語幹として一方動詞に一方形容詞に別れて行つたもので前者が九三一番の歌の五十開イサキに當るのではなからうか。

アカラナルコト

赤アカラナルコト頻波オシ葉ハ莫ナクシテ

安オ可シ良ラ我ガ之ノ波ハ (廿・四三〇二) 安オ加カ良ラ多タ知チ婆ハ奈ナ (十八・四〇六〇) の如く接頭語としてのはたらきをしてゐるがこれはナリ活形動の第四活用オシレの形であらはれてゐる。

アラブ

アラビ

古語であるが訓點には後まで保存されてゐる。悲アラビ號アラビ (太唐西域記卷三)

ホシキマニマニ

山林カシキマニ織イ賞イ

山上憶良の 保志イ伎イ麻イ爾イ麻イ爾イ斯イ可イ爾イ波イ阿イ羅イ慈イ迦イ (五・八〇〇) そのまゝの形が踏襲されてゐる。

スナキ

小ナキ王子

小オナナキと訓むべきかオサナキと訓むべきかこの形では明でない。他の訓點に 少スナキムスメ女メ (太唐西域卷三) と出てゐる。

シルマシ

我之夢ルニ祥ヨカラス徴シルマシ有

齊明紀に知ニ相之不祥<sup>一</sup>の相をシルマシと訓ましてゐる。

アカル

諸人散<sup>アカル</sup> 王子ヲ覓ルニ

廿八詔 書乎散<sup>天</sup>を詔詞解には「阿加知と訓ずべし繼體紀に散<sup>アチヤク</sup>置諸縣」とあり」と云つてゐる。自他兩様の動詞を持つてゐる事が分る、同卷に各各分散<sup>ワカレアカレ</sup>處<sup>ニ</sup>隨<sup>テ</sup>とあつてワになつてゐる。萬葉集の假名書はワカルであるから語頭子音の脱落によつてアカレとなつたのであらう。

カナシブ

憂<sup>ヘ</sup>悲<sup>ル</sup>事<sup>ヲ</sup>自<sup>ラ</sup>勝<sup>テ</sup>サヘズ

とあるのはカナシブが二段の例である。

乎之美都都 可奈之備伊麻世 (廿・四四〇八)

忘得<sup>未之自美</sup> 悲<sup>備賜</sup> 比 (五十八詔)

に於ても特殊假名遣で上二段と見るのが穩當である。ついでに賤ぶも、卷一に惡<sup>ミ</sup>賤<sup>シ</sup>と被<sup>レ</sup>者<sup>ハ</sup>とあつて上二段

假名交り文として見たる續紀宣命(下)

に活いた事が窺れる。

トラク

ト<sup>ラ</sup>ク<sup>ク</sup> 縱横地ノ中ニ在<sup>ル</sup>ヲ見

このトラクは新撰字鏡に「併疋視反乎別也分也醜面也和加留又止良久」とあつて「別」の義である。この經卷の場合は王子の骨や髪の毛が身體から離ればらくになつて地の中に在るのを見たとき云ふ所である。これを他動詞化した時には、トラカスとなる。大慈恩寺三藏法師傳には蕩滌の字が當てゝある。大日經略疏卷四に 邊滌<sup>ト<sup>ラ</sup>カ<sup>シ</sup>アラフ</sup>とある。

タバカル

タ<sup>バ</sup>カ<sup>ル</sup> 籙<sup>クハカリテ</sup> 籙

は平安朝に入つて物語に出てくる。竹取に車持のみこは心にたばかりある人にて、とある。

ウナキ

ウ<sup>ナ</sup>キ<sup>キ</sup> 鬘

これは萬葉集に出てくる古語であることは周知の事であ

らう。

吾筆宿字奈爲放爾 髮髻都良武香 (十六・三八二三)

アマネハス

佛須彌功徳ヲ具シタマヘル如クニシテ示現シテ能ク十方ニ周

これはアマネシの動詞化したものと見られる珍しい語である。その他の訓點に

千從攻<sup>アマネハス</sup>施 故ニ大悲胎藏生ト名ク (大日經略疏卷三)

とあり 又ラ行にも活いたものと見えて

汗<sup>アネリ</sup>渥身 (岩崎家本日本書紀皇極紀)

大寶帳<sup>アサヒ</sup>ヲ施<sup>ハ</sup>リ (高野山龍光院藏 妙法蓮華經)

とあり後者は前者の延言と見て アマネハリ と訓九でよからう。

ニホヒ

光<sup>ニホヒ</sup>潤<sup>カニクシテ</sup>鮮<sup>ニホヒ</sup>白

この場合ニホヒは動詞と思はれる。ニホヒは萬葉集の用例によると光澤ありうるはしい意に用ひられてゐるがここはその意の漢字に對する訓で一層意味が明かであると

思ふ。尙訓點に潤の字に

光潤<sup>ニコヤカサリ</sup> (大唐西域記卷二) 靈異記中柔爾古也

とあつてニコヤカと同じ意味に用ひられてゐるのではなからうか。上代文獻にニコヤカに近い例を求めると

記上 牟斯夫須麻 爾古夜賀斯多爾

とあつてこれも光澤ありうるはしい意である。

和名抄 和炭<sup>爾古</sup>とある。このニコのコがキに轉訛すればニキとなり、和幣<sup>爾古</sup> 和魂のニギとして形容詞的に用ひ

られる。元々これは形容詞であるらしく、五十六詔に、其人等乃和<sup>爾古</sup>安美應爲久相言部 とある和<sup>爾古</sup>美はニギミと訓

むべきであらう。 (終)

